

沖縄県中山間地域所得確保対策交付金交付要綱

制 定 令和3年6月25日付け農計第653号

(通則)

第1条 沖縄県中山間地域所得確保対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、中山間地域所得確保対策交付金交付要綱（令和3年1月28日付け2農振第2616号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金交付要綱」という。）、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号農林水産省生産局長通知及び令和3年1月28日付け2農振第2613号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づく交付金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村に補助金等を交付するものとする。その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 交付金は、地域の農業所得確保に向けたマーケット調査、販路拡大に向けた生産・販売戦略や所得確保計画の作成等を支援し、中山間地域の農業者等の農家所得の確保の確実性を高めることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3条 知事は、実施要綱第2の2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う実施要領第2の1に定める中山間地域所得確保推進事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で市町村に対して交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付を申請しようとする市町村は、別記様式第1号による補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする市町村は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税仕入控除額が明らかでない場

合については、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第5条 交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、市町村長に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 市町村は、第4条第1項による交付申請を取り下げようとするときは、前条による交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第8条 市町村は、第6条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10条に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10条に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市町村は、前項各号に定める場合の他、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10条 軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 市町村は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載し

た繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(遂行状況報告)

第12条 市町村は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 第1項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金等の概算払申請)

第13条 市町村は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 市町村は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第14条 市町村は、交付事業が完了したとき（第9条第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から15日を経過した日又は交付金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の5月31日）までに、別記様式第6号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 市町村は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15条 知事は、第14条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の

審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（市町村において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第16条 市町村は、第15条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第17条 知事は、第9条第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村が、交付事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(交付金の経理)

第18条 市町村は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第19条 市町村は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第20条 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 間接交付事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(書類の経由)

第21条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管の農林水産振興センター又は農林土木事務所を経由しなければならない。

附則

この要綱は令和3年6月25日より施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

別 表（第 3 条、第10条関係）

区 分	経 費	交付率	軽微な変更
中山間地域 所得確保 推進事業	事業費 実施要領第2の1に掲げる事業の 実施に要する経費	定額	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体の変更